

令和5年度日本大学大学院法務研究科 入学試験

第1期～第3期 [未修者]小論文

出題の趣旨・採点基準

第1期

【設問1】（配点100点）

【出題趣旨】

法科大学院における教育では、法律に関係する多くの文献や判例を読むことが必須であるから、法学未修者で個々の法律学の議論について知識がない場合であっても、入学後に法律問題に関する文献や判例を読み解くための基礎的な文章読解力があることが大前提となる。

設問1では、最近話題になっている政策手法であるナッジの設計に関する問題文の説明を600字以内でまとめることを求めている。受験生は、問題文の中からナッジの設計に関する筆者の説明を的確に読み取り、これをコンパクトに前後の脈絡のある文章にまとめ上げることが求められ、文章を正確に読み解く力とともに、表現力、文章構成力が試されることになる。ナッジの設計に関する記述は「行動の特性を考える」からの各段落に記載されている。ナッジそのものについての説明を求めているものではないことに留意すべきである。

【採点基準】

下記の①ないし⑧の点を挙げ、ナッジの設計に関する筆者の説明の要約ができているかを評価する。全部を挙げなくても主要な点を挙げて論理的な一貫性が示されていれば足りる。

- ① 具体的なプロセスとしては、基本的には、課題となっている問題の意思決定のプロセスを行動経済学的に分析し、ナッジを考案し、これをテストして効果を検証するという過程を経ることになる。
- ② 意思決定のプロセスの検討に当たっては、それが重要なこととして意識されているか、無意識に行われているかを検討すべきであり、望ましくない行動を取る要因によって有効なナッジが異なり得る。
- ③ 意思決定を能動的に行っているか受動的に行っているかや、デフォルトの選択肢の有無を考慮するほか、現在バイアスが働き、意思決定が先送りされないよう、よい意思決定をした後の利益の獲得の時期も考慮する。
- ④ 意思決定の際の心理状態や環境を考慮し、意思力や自制心が強い状態のときに意思決定をさせる。
- ⑤ 以上の②ないし④のような人の意思決定の特徴をあらかじめ整理しておく。
- ⑥ 最も重要なことは、本人自身が自分の行動変容を強く願っているか、本人があまり気付かなかつたことを気付かせて行動変容を起こさせるのかのいずれのパターンかを見極

- めることである。本人が行動変容を願っている場合には、コミットメント手段を提供するだけでその手段を選択するが、そうでない場合にはそのようなナッジは有効ではない。
- ⑦ 行動変容を意識的に行わせるか、無意識的に行わせるかによってもナッジの作成方針は変わってくる。行動変容を望んでいても新たなコミットメント手段を取ることが難しい場合には、デフォルト設定を変更することが有効になる。
 - ⑧ 理想的・規範的な行動を活性化したい場合には、人々はそのような行動を意識していないので、自らのナッジ設定は期待できず、政府などの外的な主体がナッジを設定する必要があり、それが有効である。
- (2) 表記や表現、論理性に問題があるものは減点し、ナッジの設計のポイントを的確に説明する要約がされていると評価できるものや論理性・説得力を持つ要約になっているものには加点し、字数の適切性も評価する。

【設問 2】（配点 200 点）

【出題の趣旨】

設問 2 については、問題文の中から抽出・要約できる回答ではなく、受験者の社会常識や思考力、判断力が問われる問題である。

筆者は、ナッジを、行動経済学的手法を用いて、選択の事由を確保しながら、大きなコストをかけないで、人々の行動をよりよいものに誘導する手段として肯定的に評価し、ナッジを設計する上で人々の意思決定のプロセスを分析して、課題に応じた行動変容を促すためのナッジの設計を提案している。これに対しては、例えば、以下のような点で反対論が考えられ、これらの点を考慮した説得的な論述が求められる。

- ⑦ ナッジが人々の選択を特定の方法に誘導することを危険視し、ナッジが人々の選択に与える影響が、人々の自由な選択を歪めることになり、そのこと自体が望ましくない。また、ナッジを政策に利用する考え方には、人々が自分のためになる選択を自分ではできないと考え、人々のために選択に影響を与えたり修正したりする手段を提供すべきであるというパターンリスティックな思考が背景にあり、このような考え方自体が問題である。
- ⑧ 臓器移植の場合、デフォルトが臓器移植に同意するという方に決められていると、どちらかに決心が付かないで選択を迷っている者が多くいることが予想されるのに、反対の意思が表示されていない段階で死亡した場合に一律に臓器移植に同意があったと扱うのは不当である。慎重に判断させるべき重要な事項については、デフォルトは現状維持の方にすべきではないか。また、判断能力の低い者まで、反対の意思表示がないと同意したものとみなすことには疑義がある。
- ⑨ ナッジを作る政府、自治体の側にも偏見やバイアスがあり、その偏見、バイアスに基づいて、人々が意識せずに一定の誤った方向に導かれる危険もあり、その政策手段が客観的にはナッジではなくスラッジであることもあり得る。

㊦ 個人情報の大規模に集める政府や自治体が、一人ひとりに対して、個別化したデフォルトを設定することが可能になり、そうした個別化したデフォルトは、人々の選択のための学習を妨げたり、個人のプライバシーを侵害したりする重大な懸念がある。

これに対する反論としては、例えば、以下のような点を挙げられよう。

- ① 行政は政策目的に従ってその手段を選択していくのであって価値中立的ではあり得ず、ナッジは、従来の政策手段と比較すると、コストが低く、しかも人々の選択の自由が確保されていることからすれば、他の政策手段よりも問題が少ないと考えられる。
- ② 政府や自治体がナッジを用いる場合には、透明性と説明責任（目的等を明らかにする。）を課するという対応が可能である。判断力の低い者については、臓器移植のような重要な事項については対象から除外するということも考えられる。また、個人情報の過大な収集については別途規制すべき問題である。
- ③ 選択の自由が必ずしも本人の満足度を高めることにはならないことは、現在バイアスなどが示すとおりである。意思決定の自由については、ナッジに関する情報提供や学習機会が十分に与えられれば問題は生じない。また、人々の行動は常に情報を得てから行っているわけではなく、ナッジは、デフォルト設定に従うことで時間とエネルギーの節約をして、重要な問題についての意思決定により時間を割くことができるようにする側面もある。

ナッジ活用の留意点としては、例えば次のような点が挙げられる。

- a 意思表示を必要とする選択に関しては、正確な情報提供や学習機会が与えられるべきであり、判断能力の低い者の意思表示については、一定の場合には対象から除外することも考慮すべきである。
- b 実際の人々の意思と異なるような、あるいは、重大な事項で判断に迷うようなもの（臓器移植）については、デフォルトを通常の人々の意思とは異なるものとせず、十分な情報提供を行いながら一定の意思表示に誘導するようなナッジを用いるべきである。
- c 価値判断の分かれるような事項についてはナッジを用いず、法的義務の履行を促進する手段（例えばゴミの不法投棄や喫煙場所以外での喫煙の防止）や健康増進など、価値判断自体にはまず異論のない事項に関する手段としてのみナッジを用いるなど、問題が生じないよう、ナッジの対象となる事項を限定することも考えられる。

答案としては、これらの例示した点に限らず、ナッジの活用に疑問を呈する見解を考えつつ、それらの疑問点等を考慮した上でナッジの有用性や活用上の留意点について自己の見解を説得的に記述することが求められている。

【採点基準】

- (1) 問題文の関連部分を抽出したり前記の㊦ないし㊥、①ないし③の点などを指摘したりして、ナッジの利点、限界や問題点を的確に記述し、ナッジを用いることの可否について、社会常識にかなった視点で、自己の見解を説得力ある論理構成で説明できているか

否かを評価する。

- (2) (1)の点を踏まえて、ナッジを活用する上での留意点について、前記 a ないし c などの点を取り上げるなどして、具体例を挙げながら、自己の見解を客観的な視点から論理的、説得的に論述することができるか否かを評価する。
- (3) 論理性、表現の正確性、語彙の選択の的確性等に問題がある場合には減点し、論理性・説得力の高い論述になっているもの、語彙力を含めた表現力、文章構成力に特に秀でているもの、独創性のあるものについては加点をし、文字数の適切性も評価する。

第2期

【設問1】(配点100点)

【出題趣旨】

法科大学院における教育では、法律に関係する多くの文献や判例を読むことが必須であり、また、これをわかりやすく簡潔に説明することも必要であるから、法学未修者も、こうした文献や判例を読み解くための基礎的な文章読解力と、これを説明、表現する力が求められる。

設問1は、ライトレール(LRT)が近年注目されていることを述べた文章を読んで、これを400字以内で記述することを求めている。受験生は、問題文から、ライトレールとは何であるか、なぜ注目をされているのかを読んで理解し、わかりやすく簡潔に文章にまとめる必要があり、文章を読み取る力、文章で表現、説明する力が試される。

【採点基準】

(1) ライトレールとは何であるかについては、これを的確に簡潔に書けているか、正確にポイントをつかめているかどうかを、評価する。

ライトレールとは「現代化されたハイテク技術に基づく、新しい路面電車のシステム」である。高度な技術、路面電車、システムであることの言及が必要である。一旦廃止された路面電車がライトレールとして復活していることも言及していると加点する。

(2) ライトレールが注目されている点については、次の①～⑦を挙げているかを評価する。全部上げていなくても、主要な点を上げていれば、評価される。

- ① 自動車交通が引き起こす慢性的な渋滞、騒音、事故多発、大気汚染、駐車場不足などの問題の低減、解消
- ② 公共交通機関であって、エネルギー効率がよく、環境に優しい交通機関
- ③ 道路上から乗降でき、駐車場間隔も短いなど、バリアフリーの要請に応える
- ④ 車両は、快適でデザイン性に優れ魅力的

- ⑤ 高度な運行管理によって、短い待ち時間と速度向上を実現
 - ⑥ 地下鉄や都市モノレールより、建設費が少なく、小都市でも導入可能
 - ⑦ 歩行者のみが利用できる空間との相性がよく、市街地の活性化、快適なまちづくりに結び付く
- (3) 語彙力を含めた文章表現力に特に秀でている場合は加点し、文字数の適切性も評価する。

【設問2】（配点200点）

【出題の趣旨】

法科大学院では、見解が分かれる論点に対して、双方の利点や問題点を理解した上で、自らの意見を合理的な根拠によって選択すること、その結論を選択した理由を明確かつ簡潔に説明し、文章にする力が求められる。

設問2では、諸外国のライトレールで採用されている信用乗車方式について、そのメリット、デメリットを挙げた上で、導入の可否についての意見を述べることが求められる。メリット、デメリットは、問題文から抽出することは可能であるが、自己の意見は、受験生の判断力、思考力が問われ、また、これを文章に構成して表現する力が試される。信用乗車方式の導入の可否は、社会におけるルールはどうあるべきかという法律家が意識しなければならない問題であって、法律を学習する資質も試される。

【採点基準】

- (1) 信用乗車方式とは何かの説明は問題文では問われていないが、文章の構成として、まず信用乗車方式とは何かの説明を書くのが適切である。適正に書けているかどうかで、評価する。抜き打ち検査による牽制も書けていると加点する。
- (2) 信用乗車方式のメリット、デメリットについては、メリットとして、①支払確認時間が不要で速度向上、全扉から乗降可能で乗降時間短縮、乗客の移動不要、②運転士の労働軽減等、デメリットとして、①無賃乗車が防げず、事業者収入減少、乗客に不公平感、交通機関への信用喪失、②抜き打ち検査は無賃乗車を防げず、乗客の個別事情を考慮できない等が挙げられているかを評価する。
- (3) 信用乗車方式導入の可否については、まず、結論を明確に書いているかどうかを評価し、次に、結論の理由として、文章の構成、論旨の明快さ、論理性、表現力を評価する。たとえば、予想される答案構成は次のようなものであるが、これに限らない。

【導入を肯定するもの】

- ① LRTの普及との関連に言及
- ② 信用乗車方式のメリットが重要であることに言及
- ③ 信用乗車方式のデメリットを軽減する方策や、メリットが大きいことからデメリットは受容することに言及

④ 日本における信用乗車方式導入への抵抗感（ルールは守られなければならないという強い意識と衝突する）は解消できるかについて触れると加点

【導入を否定するもの】

- ① LRTの普及の阻害要因とはならないことに言及
 - ② 信用乗車方式のメリットが得られないことに言及（他の手段で実現、又はデメリットゆえにメリットとされる点は断念）
 - ③ 信用乗車方式のデメリットは非常に大きいことに言及
 - ④ 日本においては信用乗車方式への抵抗感が強いと考えられること（ルールは守らなければならない意識が強い）について触れると加点
- (4) 語彙力を含めた文章表現力に特に秀でている場合は加点し、文字数の適切性も評価する。

第3期

【設問1】（配点100点）

【出題趣旨】

法科大学院における教育では、法律に関係する多くの文献や判例を読むことが必須であるから、法学未修者で個々の法律学の議論について知識がない場合であっても、入学後に法律問題に関する文献や判例を読み解くための基礎的な文章読解力があることが大前提となる。

【設問1】では、日本語の在り方に関する筆者の主張（〈やさしい日本語〉が日本語それ自体の規範となってはならない）の趣旨を400字以内でまとめることを求めている。受験生は、問題文の中から〈やさしい日本語〉をすべての場面で規範化した場合の弊害についての筆者の説明を的確に読み取り、これをコンパクトに前後の脈絡のある文章にまとめ上げることが求められ、文章を正確に読み解く力とともに、表現力、文章構成力が試されることになる。筆者は〈やさしい日本語〉を用いる場面を限定すべきであると主張しているのであって、規範化を一律に否定しているわけではないことに留意してまとめる必要がある。

【採点基準】

(1) 下記の①ないし⑤の点を挙げて要約できているかを評価する。全部を挙げなくても主要な点を挙げて論理的な一貫性が示されていれば足りる。

① ビジネス文書やレポートにおいても、誤読を引き起こさない正確な文章を書くことが求められる場合もあり、ケースバイケースで対処すべきで、一概に拙い文章でも許容すべきであるとはいえない。

② 専門家が扱う複雑な問題があるがままに正確に捉え、解決の方途を正確に言い表

そうとすれば、その表現はおのずと複雑で繊細になり、専門の領域においては突き詰めた思考と表現が必要である。

③ 社会問題や人間の心理の分析、古くから受継されてきた世界観や価値観の表現のためには、言語という巨大な文化遺産の奥底にアクセスしその蓄積を利用する道が確保される必要があり、かつ、その使用は一部の者に限られないようにすべきである。

④ 言葉は常に伝達のための手段であるばかりでなく、その伝えるべき「自分の考え」それ自体を生み出すことも言葉の重要な役割である。

⑤ 言語の簡素化と平明かを強制することは、表現力や思考力を弱め、限られた世界観や価値観に流れやすくなる。じっくりする言葉を探し、類似した言葉の間で迷いつつ語彙を選択することは思考の重要な要素を成している。

(2) 主張のポイントを的確に説明する要約がされていると評価できるものや論理性・説得力の高い文章になっているもの、語彙力を含めた表現力、文章構成力に特に秀でているものについては加点をし、文字数の適切性も評価する。

【設問 2】(配点 200 点)

【出題趣旨】

【設問 2】については、問題文の中から抽出・要約できる回答ではなく、受験者の社会常識や思考力、判断力が問われる問題である。

筆者は、語彙を絞り、文型を集約するなどして文法を制限し、難しい表現をかみ砕くという方法により調整された〈やさしい日本語〉について、日本語習得のハードルを下げ、他国の出身者などと共生していく上で有益なことは間違いなく、相手の立場に立って物事を分かりやすく表現して伝えようとするのは多くの場面でコミュニケーションの成功の機会を増やし、物事の明確で多角的な理解を促進するという意義を認めている。

その一方で、前述のようにこれを全面的に規範化することには懸念を示しており、問題文の中でも、具体例に触れつつ、場面に応じた使い分けの必要性を強調し、表現の豊かさを保持することの大切さを力説している。解答者は、問題文中の具体例などを参考にしながら、自ら考える具体例を挙げつつ、〈やさしい日本語〉と〈精密コードとしての日本語〉の使い分けについての自らの見解を説得的に記述することが求められる。

具体例として挙げられる可能性がある分野は多岐にわたるが、例えば、法律用語の精緻な定義の必要性と一般人から見た理解しにくさとの関係につき、近年の法改正による口語化の動きなども参考にしつつ論述したり、裁判員裁判の場で要求される分かりやすさとの関係を論じたり、世界的な標準的表現が求められる自然科学の分野、例えば医学における医療情報と患者に対するインフォームドコンセントの在り方との関係であるとか、中央省庁等におけるカタカナ語の氾濫と従来のかみ砕きを超えた新たな政策課題を表す用語との関係、文学や詩歌などの芸術・文化の分野における表現の多様性の在り方などを題材に論じることが考えられよう。

【採点基準】

(1) 問題文の内容を踏まえ、〈やさしい日本語〉、〈精密コードとしての日本語〉のそれぞれの利点、限界や問題点などを、的確に説明できているかを評価する。

(2) 自己の意見を論旨明快に説明できているか、特に、自身が挙げた具体例を基に、〈やさしい日本語〉、〈精密コードとしての日本語〉の利点、限界や問題点などを踏まえた上で、その使い分けについての自己の見解を社会常識にかなった視点から説得力ある論理構成で説明できているかを評価する。

(3) 論理性、表現の正確性、語彙の選択の的確性等に問題がある場合には減点し、論理性・説得力の高い論述になっているもの、語彙力を含めた表現力、文章構成力に特に秀でているもの、独創性のあるものについては加点をし、文字数の適切性も評価する。